

第45回・第4期第3回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和元年12月12日（木）18：30～20：15
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第44回・第4期第2回）議事録 3 議事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 条例素案修正案について イ 施行規則素案について ウ 素案修正案の説明方法について 4 その他 5 閉会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、喜多委員、松川委員、沖野委員、田中委員、中山委員、中川委員、檜垣委員、西田委員、永崎委員、小西委員
開催形態	公開（傍聴人1人）

1 開会

事務局から、本日の出席者は15名、欠席者は4名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第44回・第4期第2回）議事録」の内容が確認され、案のとおり議事録とすることが承認された。なお、承認に至る意見交換の内容については以下のとおり。

ア 5ページ、アの質問について補足説明をしたい。この発言は、宝塚市の行政とまちづくり協議会の関係について、確認を行ったものである。明石市の逐条解説27ページの図は、協働のまちづくり推進組織の組織を示したものであるが、行政という言葉が記載されていない。同逐条解説の25ページを見ると、協働のまちづくり推進組織と行政の2つしか記載されていない。一方、宝塚市の協働の指針には、協働のテーブルを囲んで様々な団体が記載されている。明石市と宝塚市で行政とまちづくり協議会との関係が異なっているように感じたので、確認するため発言した。

イ（会長）明石市の逐条解説の図は組織体系を表したものであり、宝塚市の協働の指針の協働のテーブルは、組織体系ではなく様々な団体が一つのテーブルで協議していくことを表した図である。

- ウ 図は分かるが、明石市の逐条解説の27ページの中に行政という文字が記載されていない。同25ページには、協働のまちづくり推進組織と行政しか記載されていない。
- エ（事務局）明石市の逐条解説の25ページの図は、協働のまちづくり推進組織の認定手順を表した図である。
- オ 協働のまちづくり推進組織を認定する手順なので、協働のまちづくり推進組織のみが記載されている。
- カ 宝塚市はまちづくり協議会や自治会、PTAが同じテーブルで同じ立場になっている。明石市のパートナーは協働のまちづくり推進組織のみなのか。
- キ（会長）明石市も様々な団体とパートナーシップを結んでいる。
- ク 明石市の逐条解説の28ページには、協働のまちづくり推進組織の構成員が記載されている。
- ケ（会長）別の意味で解説を加えると、明石市は連合自治会がまちづくり協議会に名前をシフトさせた。自治会連合会はまちづくり協議会連合会となっている。
- コ 宝塚市において、行政はまちづくり協議会や自治会、民生・児童委員と対等に付き合っていくということか。明石市は、そのような付き合いではなく、行政が協働のまちづくり組織を審査する関係になるということか。
- サ（会長）審査はそのように進められるが、地域福祉の場合は民生・児童委員とパートナーシップを結ぶなど、必ずしもまちづくり協議会が一つの窓口になっているわけではない。分野によってパートナーを組む団体は異なっている。また、そのような場合にも、まちづくり組織が情報共有を行っており、地域の中で各分野の団体が協働しうまく活動を進めている。
- シ 協働の指針に記載のある、まちづくり協議会の部分のみの条例化を進めているのか。
- ス（事務局）協働を推進していくための条例である。まちづくり協議会だけを推進していくための条例ではない。
- セ 協働の指針の図は、テーブルを囲む団体がそれぞれ独立しているということか。
- ソ 協働の指針に記載のある図は、組織を説明しているものではない。事業を進めていく際に、協働のテーブルを囲んで協議を行っている図である。
- タ 明石市と宝塚市における、行政とまちづくり協議会の関係性について知りたい。
- チ（会長）明石市も宝塚市も同じである。
- ツ 市は、様々な団体をそれぞれ平等に扱っているのか。まちづくり協議会だけをパートナーとしているのではないか。
- テ 行政は自治会やNPO、市民活動団体など様々な団体をパートナーとしている。まちづくり協議会は組織のような形になっているが、自治会も構成員となっている。すなわち、まちづくり協議会と自治会は別というわけではない。まちづくり協議会は協議をするためのテーブルである。今回の条例では自治会も定義されており、決してまちづくり協議会のためだけの条例ではない。協働のまちづくりを進めていくための条例である。
- ト 条例の策定によって、自治会やまちづくり協議会への補助金制度は変わらないのか。
- ナ（会長）条例が策定されたからといって現行の補助金制度が変わるものではない。条例

- に基づく補助金制度になるため、よりしっかりとしたものになるのではないかと。
- ニ 第4条第2項に記載のある通り、少なくともこの条例素案にはまちづくり協議会一本になるということは記載されていない。
- ヌ 第9条をみると、まちづくり協議会が作成した計画だけが予算化されるように捉えられる。
- ネ 地域ごとのまちづくり計画については、自治会も一緒に議論して作成しているのではないかと。
- ノ 自治会もこの計画に組み込まれているのか。
- ハ まちづくり計画見直しガイドラインにも、「広く地域の人の意見や想いを聴く」となっていることから、自治会の意見を聞いたうえで地域ごとのまちづくり計画を作成しているのではないかと。
- ヒ 地域ごとのまちづくり計画を市に提出するということは、自治会が単独で行うものでもまちづくり協議会を通して行わなければならないということか。
- フ そのようなことは記載されていない。まちづくり協議会という権力組織があるわけではない。
- ヘ（会長）まちづくり計画を何のために策定するのかを考え、共有できていれば良いのではないかと。この計画は、10年後を目指して、このまちをどのようにより良くしていきたいか、皆で議論しながら共有するものである。計画を実現するために、単位自治会が取り組むのか、それぞれの団体が取り組むのかを検討していくことになる。小学校区単位で議論できる場がまちづくり協議会なので、まちづくり協議会が主体となって皆の意見を集約している。
- ホ 条例の説明を行う際に、誤解を招くことの無いように話をしていけないといけな。
- マ（会長）条例が策定されることで、まちづくり協議会の権限とお金はどうなるのかといった話であるかと思うが、今まで通り何ら変わるものではない。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【条例素案修正案について】

事務局より、条例素案修正案について、市に提出された要望書の内容について紹介した後、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア（会長）修正点について、質問や意見はあるか。

イ 3ページに記載されている修正案について。協働のまちづくり促進委員会が策定し実行していくということになると、別の部分で検証していく必要があるのではないかと。

ウ（事務局）市はこの条例について、促進委員会から答申をいただく予定である。また、条例については市議会の議決によって制定されるものなので、促進委員会が施行するわけではない。この委員会は、市長の附属機関であり、附属機関の一般的な役割として第三者的な視点を担う。あくまで市が施行する条例なので、それを促進

委員会が検証していくことは大切ではないかと考えている。

エ 条例策定後、協働のまちづくり促進委員会は解散するのか。

オ (事務局) 条例を作るための委員会ではない。この条例も協働の全体の仕組みを考えていくための大きな柱である。条例を検証していく際にも必要な委員会であると考えている。

カ (会長) 資料②第3条では、自治会やまちづくり協議会、市民活動団体など様々な担い手の協働が位置付けられている。そのような意味で、様々な立場の方がこの条例の検証を行うことが必要であり、それに一番ふさわしい場所は、様々な団体の方が集まる促進委員会ではないか。

キ (会長) 様々な議論をかけてきたが、本日の修正案をもって案として確定ということで良いか。

ク (会長) 異論がないようであれば、本日の修正案をもって進めていただきたい。

【施行規則素案について】

事務局より、施行規則素案について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア (会長) 資料について、質問や意見はあるか。

イ (会長) 質問等がないようであれば、案のとおり進めていただきたい。

【素案修正案の説明方法について】

事務局より、素案修正案の説明方法について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア (会長) 資料について、質問や意見はあるか。

イ 協働のまちづくりとまちづくり協議会が混同して誤解を受けているような気がする。まちづくり協議会のために条例を作っているというように誤解をされている。「協働のまちづくり」がきちっと理解されていないと、誤解が生じるのではないか。

ウ (会長) 条例の第1条から第3条をきちっと説明しないといけない。

エ まちづくり協議会の条例と思われている方がいる。

オ 現在策定中の条例のベースとなるのはまちづくり基本条例である。まちづくり基本条例の中に、協働のまちづくりや地域コミュニティと記載がある。地域コミュニティとは自治会やまちづくり協議会、市民活動団体であり、逐条解説の中には記載があるが、条例にはっきりとした文言が入っていないため分かりにくい。現在策定を進めている条例のベースは、まちづくり基本条例や市民参加条例にあることを説明できれば良いのではないか。

カ (会長) 説明の仕方を工夫してはどうか。

キ (会長) 必要最低限の情報に絞られているのではないか。この資料に基づいて意見交換を進めていただいてはどうか。

【条例全体について】

ア (会長) その他、条例の全体について質問や意見はあるか。

イ 逐条解説はいつまでに作成されるのか。

ウ（事務局）パブリックコメントまでに作成する予定である。

4 その他

- (1) 委員より、小学校（24校）から中学校（12校）への進学先一覧についての紹介。
- (2) 宝塚NPOセンターより、セラドン陶器＜特別販売会＞及びはじめての SNS 講座、ソーシャルビジネス賀詞交歓会の案内。
- (3) 宝塚市文化財団より、第11回宝塚学検定の案内。
- (4) 今回の会議をもって退任となる委員より、挨拶。

5 閉会

以上